

○大阪電気通信大学研究活動規則

平成26年12月2日

制定

最近改正 令和3年9月7日

(目的)

第1条 この規則は、大阪電気通信大学(以下「本学」という。)において、研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用を推進し、社会的責任を果たすことを目的とする。

(適用)

第2条 この規則は、本学で行われるすべての研究活動に適用する。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究者等」とは、本学において直接的又は間接的を問わず研究活動に携わる職員及び学生のほか、本学の施設若しくは設備を利用して研究活動を行うすべての者をいう。
- (2) 「研究費等」とは、本学が研究者等に配分する研究費及び研究者等が学外から獲得した研究費及び補助金をいう。
- (3) 「公的研究費」とは、研究費等の内、各省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、地方公共団体等から配分される資金をいう。
- (4) 「研究データ」とは、実験の生データ、実験ノート、観察ノート等、外部に発表する論文又は研究成果を導出するために必要とした各種データ等をいう。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、「大阪電気通信大学研究倫理ガイドライン」を遵守し、高い倫理性及び自己規律を保持し、公正な研究活動を行わなければならない。

2 研究者等は、関係する法令、通知、本学が定める規定等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。

3 公的研究費による研究を実施する研究者等は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(文部科学大臣決定)」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(文部科学大臣決定)」及び配分機関が定める公的研究費の執行に関する取扱要領を遵守しなければならない。

(コンプライアンス教育)

第5条 本学において直接的又は間接的を問わず研究活動に携わる職員並びに研究費等の運営及び管理に関わる事務職員は、コンプライアンス推進責任者の実施するコンプライアンス教育を受講し、不正行為を行わない旨の誓約書を提出しなければならない。

(研究倫理教育)

第6条 研究者等は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究倫理教育を受講しなければならない。

2 前項の研究者等の内、学部生については、公的研究費の配分元機関の要請に応じて研究倫理教育を受講することとする。

(研究データの保存等)

第7条 研究者等は、研究データを適正な保存方法により、一定期間(各研究分野の特性に依るが、概ね5年)保存し、必要に応じて当該研究データを開示しなければならない。

(公的研究費により雇用される非常勤雇用者の雇用)

第8条 公的研究費により雇用される非常勤雇用者の雇用に当たっては、大学事務局長又は事務部門の責任者が面接を行い、契約勤務条件の説明、出勤簿、勤務内容等の説明を行う。

(公的研究費により雇用される非常勤雇用者の勤務管理)

第9条 公的研究費により雇用される非常勤雇用者は、勤務管理を管轄する事務部門に就業状況について定期的に報告しなければならない。

(換金性の高い物品の管理)

第10条 換金性が高いと大学事務局長が判断した物品については、公的研究費で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理しなければならない。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事長が決裁する。

附 則

この規則は、平成26年12月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年9月3日から施行する。

附 則

この規則は、2021年9月7日から施行する。